

# 重要事項説明書

## 居宅介護支援契約書

マーチン介護サービス東金



# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. マーチン介護サービス東金

事業所名・電話番号	マーチン介護サービス東金 ・0120-53-1215 または 0475-53-2510
代表者氏名	代表取締役 十川正啓 居宅支援介護管理者 石井佳子
所在地	千葉県東金市南上宿 4-9
介護保険指定事業者番号	千葉県 1271800276 号
サービス提供地域	東金市・八街市・茂原市・千葉市・山武市・大網白里市・九十九里町

### 事業所の概要

名称・法人種別	有限会社メディカルマーチン
代表者役職・氏名	代表取締役 十川正啓
所在地・電話番号	千葉県東金市南上宿 4-9 0475-53-2510
その他の事業	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス、福祉用具貸与、有料老人ホーム サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護、訪問マッサージ

### 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1人		1人
介護支援専門員	3人	1人	4人

## 2. 事業の目的及び運営方針

- (1) 事業所は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。
- (2) 利用者の身心の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合且つ、効率的に提供されるように配慮する。
- (3) 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅介護支援等を行う。
- (4) 事業の運営に当たって老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に勤める。

## 3. 営業時間について

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時30分。土曜日、日曜日、年末年始休み。

緊急時等の場合においては、担当者へ直接ご連絡下さい。

#### 4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 該当地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービス選択を求めます。  
また、居宅サービス事業者について利用やその家族は複数の事業者の紹介を求めることが可能であり、当該事業者をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。
- (3) 提供されるサービスの目的、その達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) 居宅サービス計画作成後においては、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり経過の把握に努めます。また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。なお、体調不良や怪我などによりサービス利用できなくなったときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (6) 医療機関に入院する際には、円滑な医療連携を行うために、弊社事業所名と担当介護支援専門員名を入院先医療機関へお伝えくださいますようお願い致します。
- (7) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医の医師等に対してケアプランを交付します。
- (8) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### (9) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

・ 金銭管理、家事の代行業務、直接の身体介護、救急車への同乗、入院時の手続きや生活用品調達等の支援等

#### 5. 利用料

- (1) 介護保険法に準ずる（別紙参照）。
- (2) 居宅介護支援のご利用について、公的介護保険の適用がある場合には、居宅介護支援の介護報酬全額が公的介護保険から給付される為、ご利用者の自己負担はありません。

### (3) 交通費

前記1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員がお尋ねする為、下記の交通費をいただきます。

- サービス提供地域外への訪問
- ・公共交通機関を利用した場合  
事業所から利用者宅までの往復料金の実費
  - ・自動車を利用した場合  
事業所から利用者宅前の往復の距離数に対して1km当たり15円の実費。

## 6. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所のお客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

苦情対応担当者 十川正啓・石井佳子

連絡先 0120-53-1215 または 0475-53-2510

### ② その他

当事業所以外に、市町村・国民健康保険団体連合会の相談窓口で苦情を伝えることができます。

東金市役所	高齢者支援課	TEL：0475-50-1219
山武市役所	高齢者支援課	TEL：0475-80-2641
大網白里市役所	高齢者支援課	TEL：0475-70-0309
八街市役所	高齢者福祉課	TEL：043-443-1491
茂原市役所	高齢者支援課	TEL：0475-20-1572
九十九里町役場	健康福祉課	TEL：0475-70-3184
千葉市役所	介護保険事業課	TEL：043-245-5068
千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情処理係	TEL：043-254-7428

## 7. サービスの第三者評価の実施について

当事業者で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者評価は行わないこととします。

#### 8. 自立支援及び公正中立について

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるとともに、医療サービスの連携についても十分配慮します。

利用者及びその家族が自ら選択し決定できるよう支援します。

利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、公正中立に対応します。

#### 9. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

#### 10. ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

#### 11. 感染症や災害への対応について

感染症や災害に備え、従業者に対して研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。

#### 12. 秘密保持について

居宅介護支援サービスを提供する上で、知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については固く守られます。

#### 13. 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族及び市町村に連絡するなど、必要な対応を行います。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保 險 名：居宅介護支援事業者賠償事故補償制度

補償の概要：対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

# 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）とマーチン介護サービス東金（以下、「事業所」といいます）は事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確認されるようにサービス提供事業者と連絡調整、その他の便宜を図ります。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画を作成します。

- ① 利用者の居宅を訪問し利用者及び家族に面接、解決すべき課題の把握に努めます。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者 서비스에 選択を求めます。また、居宅サービス事業者について利用者やその家族は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- ③ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- ④ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医の医師等に対してケアプランを交付します。  
訪問介護事業所等から伝達された利用者の状況等について、介護支援専門員から主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。
- ⑦ 介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業所が特定相談支援事業所との連携に努めます。
- ⑧ 通常のケアプランよりかけ離れた回数 of 訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届出されたケアプランの適正検証を行います。
- ⑨ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 第4条（経過観察・再評価）

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者やその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第5条（施設入所への支援）

事業者は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### 第6条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービスの計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第7条（給付管理）

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会に提供します。

#### 第8条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は利用者が要介護認定等の申請及び、状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。
2. 事業者は利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第9条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は事業者の営業所時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は該当利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第10条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月ごとに精算されますが、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付費が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

#### 第11条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、文章等で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヵ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合は、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援業者に関する事情を利用者に提供します。
3. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が要支援1・2または、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合
4. お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して、身体的暴力、精神的暴力及び、セクシャルハラスメント等の行為を行った場合、この契約を解約することができます。  
※認知症等の病気や障害のある方の行為も含まれます。

①身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：叩く、ひっかく、つねる等

②精神的暴力

個人の尊厳や人格、容姿を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度、身体的特徴を指摘する発言等

③セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ等

例：身体に触る、卑猥な言動、性的な嫌がらせ、個人情報聞き出す等

5. 長期サービスの利用がない場合、利用者又は事業者はこの契約を解約することができます。

①介護保険サービスの利用がなくなった場合

②3か月以上の入院や施設入所になった場合

第12条（解約料金）

1. 利用者が居宅サービス計画について事業者と合意に至る前にこの契約書を解約した場合、利用者は契約書別紙に定める料金を事業者に支払います。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により解約したい場合は、この限りではありません。
2. 利用者が居宅サービス計画について事業者と合意し、その翌月以降にこの契約を解約した場合には料金は一切かかりません。

第13条（秘密保持）

1. 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条（虐待の防止）

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。  
虐待防止に関する責任者：管理者 石井佳子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業者又は、擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

第15条（非常災害対策）

事業者は必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年2回以上実施します。

第16条（賠償責任）

事業者はサービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第17条（身分証携行業務）

介護支援員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

第19条（天災等不可抗力）

本契約の有効期間中、地震、台風、感染症、その他天災等、事業所の責に帰する事ができない事由により、サービスを提供する事が出来なくなった場合には、事業者は利用者に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。

第20条（本契約に定めない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第21条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

居宅介護支援契約書・重要事項説明書・個人情報利用同意書について説明を受け、同意したことを証するため本書を2通作成し、利用者及び事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 有限会社メディカルマーチン  
<事業所名> マーチン介護サービス東金  
<住所> 千葉県東金市南上宿4-9  
<管理者> 石井 佳子

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

代理人

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_

# 個人情報利用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用する事に同意します。

## 1. 使用目的

居宅介護支援の申し込み、居宅介護支援の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、介護支援経過記録、台帳の作成等といった居宅介護支援の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様の個人情報は、居宅介護支援の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

## 2. 使用する期間

本契約の有効期間

## 3. 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れる事のないよう細心の注意を払う事。

# 別紙料金表

区分		要介護度	単位数	介護報酬
①居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援費 (i)	要介護1・2	1.086 単位	11.088 円
		要介護3・4・5	1.411 単位	14.406 円
	居宅介護支援費 (ii)	要介護1・2	544 単位	5,554 円
		要介護3・4・5	704 単位	7,187 円
	居宅介護支援費 (iii)	要介護1・2	326 単位	3,328 円
		要介護3・4・5	422 単位	4,308 円

令和7年7月現在

## 居宅介護支援費 (I) を算定する場合

事業所の要介護のご利用者数に要支援ご利用者数の3分の1の数を加えて、介護支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という）が45件未満の場合に、居宅介護支援費 (i) を算定します。取扱件数が45件以上60件未満の部分については居宅介護支援費 (ii) の算定となり、60件以上の部分については居宅介護支援費 (iii) の算定となります。

その他の加算は以下の通りです。

特定事業所加算 (I)	5,298 円/月
特定事業所加算 (II)	4,298 円/月
特定事業所加算 (III)	3,297 円/月
特定事業所加算 (A)	1,163 円/月
入院時情報連携加算 (I)	2,552 円/月
入院時情報連携加算 (II)	2,042 円/月
退院・退所加算 (I) イ 連携1回カンファレンス無	4,594 円/月
退院・退所加算 (I) ロ 連携1回カンファレンス有	6,126 円/月
退院・退所加算 (II) イ 連携2回カンファレンス無	6,126 円/月
退院・退所加算 (II) ロ 連携2回カンファレンス有	7,657 円/月
退院・退所加算 (III)	9,189 円/月
通院時情報連携加算	510 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月に2回を限度)	2,042 円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円/月
初回加算 (介護予防支援も同様)	3,063 円/月